

四日市市告示第247号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成31年四日市市告示第192号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助率及び補助金の額) 第4条 耐震改修に係る1棟当たりの補助金の額は、耐震改修に要する費用の $\frac{11}{25}$ 以内とする。 2及び3 (略)	(補助率及び補助金の額) 第4条 耐震改修に係る1棟当たりの補助金の額は、耐震改修に要する費用の $\frac{2}{5}$ 以内とする。 2及び3 (略)

第1号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付申請書

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業を実施したいので、補助金_____円の交付について、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第5条第1項の基準に基づき、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 耐震改修費用の見積書の写し（申請額の積算内訳がわかる書類）
- (4) 耐震診断書の写し
- (5) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書（除却する場合を除く）
- (6) 区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震改修の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録・同意書等）
- (7) 建築物の登記事項証明書（所有者の住所・氏名等を証明できる書類）
- (8) 付近見取り図
- (9) 建築物外観写真（対象建築物がわかるもの）
- (10) その他、市長が必要と認める書類

別紙 1 (第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項関係)
事業計画書 (当初・変更)

1. 対象建築物の所有者 (法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者)

--

2. 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	〒 ー 三重県
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ床面積	m ²
建築年月日	昭和 年 月頃着工
耐震工法等	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 耐震改修 (免震工法等) <input type="checkbox"/> 建替え <input type="checkbox"/> 除却

3. 事業に要する経費

項 目	金額欄
①実際に耐震改修に要する費用	円
②耐震改修に要する費用の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率 11 / 25】	円
④補助申請額	円

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

※耐震改修工事費の上限額の算出について

対象建築物	耐震改修に要する費用の上限額	
	IS 値 0.3 以上	IS 値 0.3 未満相当
住宅 (マンションを除く。)	34,100 円 / m ²	
マンション	50,200 円 / m ² (※)	55,200 円 / m ² (※)
建築物	51,200 円 / m ² (※)	56,300 円 / m ² (※)

※ 免震工法等特殊な工法による場合は 83,800 円 / m²

4. 事業期間 (予定日)

事業着手	年 月 日頃
完了	年 月頃

別紙2（第5条第1項、第6条第1項関係）

収支予算書（当初・変更）

収入の部

区 分	金 額	備 考
四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

支出の部

事業区分	金 額	備 考
合 計		

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第8号様式を次のように改める。

四日市市長

申請者

住 所
氏 名
電話番号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金完了実績報告書

平成 年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業の計画について、下記のとおり事業が完了したので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、報告します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地
- 3 完了の年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 対象建築物の事業実施報告書（別紙1）
 - (2) 建築士による適合確認書（別紙2）
 - (3) 物件の写真（耐震改修工事の実施箇所が特定できる工事写真等）
 - (4) 請負契約書の写し
 - (5) 施工業者等からの請求書の写し又は領収書の写し
（補助金の請求及び受領について委任する場合にあっては、「領収書の写し」を「補助事業完了明細書（別紙3）」とする）
 - (6) その他、市長が必要と認める書類

別紙 1 (第 8 条関係)

対象建築物の事業実施報告書

1. 対象建築物の所有者 (法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者)

--

2. 対象建築物の概要

名称			
対象建築物の住所	〒	—	
	三重県		
用途			
構造・階数	造	地上	階 地下 階
延べ床面積	㎡		
建築年月日	昭和	年	月頃着工
耐震工法等	右記の工法等で該当するものを選択してください。	<input type="checkbox"/>	通常の工法、建替え又は除却 <input type="checkbox"/> 免震等特殊工法

3. 事業に要する経費

項目	金額欄
①実際に耐震改修に要する費用 (実績額)	円
②耐震改修に要する費用の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率 11 / 25】	円
④補助申請額	円

※ 耐震改修に要する費用の上限額の算出について

対象建築物	耐震改修に要する費用の上限額
住宅	対象建築物の延べ床面積×34,100円/㎡
マンション	対象建築物の延べ床面積×50,200円/㎡ ^(※) (耐震診断の結果、IS値が0.3未満の場合 55,200円/㎡)
建築物	対象建築物の延べ床面積×51,200円/㎡ ^(※) (耐震診断の結果、IS値が0.3未満の場合 56,300円/㎡)

※ 免震工法等特殊な工法による場合は 83,800円/㎡を限度とする。

4. 事業期間

事業着手	年	月	日
完了	年	月	日

5. 建築基準法の違反是正状況 (耐震関係規定以外)

違反内容	是正内容

別紙2（第8条関係）

建築士による適合確認書

当該報告にかかる建築物の整備内容と交付申請書に記載されている建築物の設計内容の適合状況は、次のとおりであることを証明する。

（ ） 建築士 （ ） 登録 第 号
 建築士の氏名

（注）除却工事の場合、建築士を除却工事施工者と読替え、建築士登録番号に代えて会社名及び建設業法の登録番号、建築士の氏名を代表者名として記入することも可とする。

1. 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	
用途	
構造・階数	
耐震工法等	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 耐震改修（免震工法等） <input type="checkbox"/> 建替え <input type="checkbox"/> 除却

（注）別紙1「対象建築物の事業実施報告書」に記載されている概要を記載すること。

2. 適合状況

交付申請書に記載されている耐震改修工事内容と、実際の耐震改修工事内容の適合確認（確認し <input checked="" type="checkbox"/> を記入）	<input type="checkbox"/> （1）現地において、耐震改修工事の状況及び耐震改修工事が完了していることを確認している。
	<input type="checkbox"/> （2）その上で交付申請書※に記載されている耐震改修工事内容と、実際の耐震改修工事内容が適合していることを確認している。 （※交付変更申請を行った場合は、最終の申請書）
	<input type="checkbox"/> （3）【物件の写真】の耐震改修工事前・施工中・工事完了後の耐震改修工事箇所の写真について、実際の耐震改修工事箇所のものであることを確認している。

上記（2）で適合が確認されない場合、次の内容を確認すること。

（4）交付申請時※からの設計変更の有無 （※変更承認申請を行った場合は最終申請時）	有・無
（5）耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるとして認められた内容に関する変更の有無	有・無

（注）少なくとも、建築基準法第6条第1項に定める「建築物の計画変更の内容」および完了検査申請書「確認以降の軽微な変更の概要」欄に記載した事項がある場合は、（4）については「有」とすること。

上記（5）で「有」を選択した場合、次の内容を記載すること。

耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるとして認められた内容	変更の概要	耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるとして認められた内容に影響を与えないと判断した理由

年 月 日

補助事業完了明細書

申請者

住 所

氏 名

私は、補助金額が確定した後、耐震改修に要した費用から補助金額を差し引いた金額を下記の耐震改修事業者へ支払います。

なお、差引金額を支払った後、補助金の請求については、同耐震改修事業者が行います。

記

耐震改修事業者

所在地	
会社名	
代表者名	

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(危機管理監危機管理室)